

令和7年度家畜商講習会開催要領

1 目的

家畜商業務の健全な運営を図り、家畜取引の公正を確保するため、新たに家畜の取引業務に従事しようとする者に、その業務に関する知識を修得させることを目的とする。

2 受講対象者

家畜の取引の業務に従事しようとする者。

3 講習会を開催する指定講習機関

公益社団法人島根県畜産振興協会

4 開催日時

令和8年3月2日（月）午前9時から午後5時まで

令和8年3月3日（火）午前9時から午後5時10分まで

5 開催場所

島根県松江市内中原町52番地 島根県職員会館「教養室3」

6 講習科目及び時間

(1) 家畜の取引に関する法令について 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴について 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間

7 受講者数

25名以内とする

8 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書（別記様式第1号）は提出期限内に、本人が必要事項を記入し、無帽・上半身像の写真を写真欄に貼り付けた上、公益社団法人島根県畜産振興協会に持参または郵送すること。

受講票と会場案内図を送付するので、「受講票送付先明記の封筒（定形）」（簡易書留にて送付）を、添付あるいは同封すること。

(2) 講習時間の特例措置

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書きの規定に基づき、講習時間の特例措置を希望する者は、講習時間の特例措置適用申込書（別記様式第2号）に必要な事項を記入の上、獣医師免許証または家畜人工授精師免許証の写しを添付し、受講申込みを行うこと。

(3) 受講申込書の提出期限

令和8年2月10日（火）（普通郵便による郵送の場合は、令和8年2月4日（水）までの消印のあるものに限る）

受講票は令和8年2月17日（火）までに発送する。

（4）家畜商講習会手数料等

家畜商講習会手数料（受講料）は3,000円とし、受講票到着後2月25日（水）までに受講票に添付した指定口座に振り込みを行うこと。

なお、振込手数料は受講者負担とする。

また、本講習会では「家畜取引の知識 改訂版」（税込み3,740円）を使用するので、必要な受講者は受講申込書（別記様式第1号）に購入の要否を記載すること。

（5）受付場所

〒690-0887

松江市殿町19-1 島根JAビル内

公益社団法人島根県畜産振興協会 経営指導部

9 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付する。

10 その他

- （1）受講定員は25名とし、申し込みは先着順とし、定員に達した場合、提出期限内でも応募を締切ることとする。
- （2）定員に達した場合、島根県畜産振興協会ホームページ上でお知らせすることに加え、申し込み状況について電話での照会に応じる。
- （3）講習会当日の会場での受付時間は、両日とも午前8時45分から午前9時までとする。
- （4）受講者は、指定図書を講習会テキストとし、受講票及び筆記用具を持参すること。
- （5）この講習会についての問合せは、公益社団法人島根県畜産振興協会経営指導部 担当 土井、内田（電話0852-31-3609）にすること。